

韓国における外国人労働者のマッチング及びブローカー対策の概要

1. 雇用許可制度導入までの経緯

- 韓国では、1991年から「産業研修制度」を導入（6ヶ月間の研修、1回の更新可。）。1998年には「研修2年+就労1年」、2002年からは「研修1年+就労2年」に改正。
制度の運営は、「中小企業協同組合中央会」等の使用者団体がを行い、中国をはじめとするアジア諸国から、製造業、建設業、農畜産業及び漁業分野に受入れ（2004年受入れ枠38,000人。）。
- しかしながら、ブローカーの介在、受入れ企業における人権侵害の発生、失踪の増加（約50%）等が問題化。
産業研修制度に代わる新しい枠組みとして、雇用許可制度を導入（2004年8月施行）（産業研修制度は2006年12月で廃止）。

2. 雇用許可制度（一般雇用許可）の概要

- 二国間協定に基づき、ベトナム、フィリピン、タイ、モンゴル、インドネシア等から、製造業、建設業、農畜産業、漁業、サービス業（冷蔵・冷凍倉庫業及びリサイクル材料収集販売業のみ）の分野に労働者を受入れ（2007年受入れ枠49,600人）。
中国とは昨年、協定を締結したが、まだ入国してきていない。なお、一般雇用許可制のほか、海外同胞（主に韓国系中国人）を対象とした特例雇用許可制度があり、サービス業一般（飲食業、介護、家事等）も対象（2007年受入れ枠60,000人）。
- マッチングは公的機関が実施し、民間機関の参加を排除。
 - ・ 送出国に対する窓口としての業務は、韓国産業人力公団（日本の雇用・能力開発機構とJITCOに相当する機関。）が実施（求職者名簿の管理、事業主の受入れ業務代行、導入教育等）。
 - ・ 労働市場テスト、事業主に対する求職者リストの提示、雇用許可証の発行等は、雇用支援センター（日本のハローワークに相当）が実施。
- 外国人労働者入国までの流れ
 - ・ 事業主は雇用支援センターに求人登録を行い、内国人を採用する努力を行ったこと等が確認されると（労働市場テスト）、企業の希望条件に合致する求職者のリスト（求人数の3~5倍）が提示される（求職者リストは、送出し国政府機関が作成）。
 - ・ 事業主が、提示されたリストから求職者を決定すると、雇用支援センターが雇用許可証を発行。
 - ・ また、事業主は、入国時の導入研修（韓国語、韓国文化、労働法等。韓国産業人力公団等が実施。）の費用を負担。
- 在留期間、賃金等
 - ・ 在留期間は3年間（1年更新）で、6か月経過すれば再入国可能。同一事業所であれば、帰国後1か月経過すれば、再入国、再雇用が可能。
 - ・ 労働者は、会社の倒産や賃金の未払い、虐待等があった場合、3年間で3回まで企業の変更（移動）が可能。
 - ・ また、労働者には内国人と同様に、労働基準法、最低賃金法等が適用される。